# 特定行為研修受講支援事業費補助事業　概要

この概要については、令和６年度の交付要綱等を元に作成していますので、今後、道の補助事業として実施する際に基準単価等の内容が変更される場合があります。

〔目　的〕

特定の看護分野において、専門性の高い看護師の育成を促進する研修について助成し、医療の高度化・専門化の進展、在宅療養者の増加等により変化する道民の医療ニーズに対応することを目的とする。

〔対象者〕

所属する看護師を特定行為研修の共通科目下表に定める区分に派遣する施設の設置者

| 研修名 | 区分名 |
|---|---|
| 特定行為研修 | 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関係 |
| | ろう孔管理関連 |
| | 創傷管理関連 |
| | 栄養及び水分管理関連 |
| | 在宅・慢性期領域パッケージ |

〔対象経費〕

（１）特定行為研修派遣事業

（施設に所属する看護師を特定行為研修に派遣する事業）

・施設に所属する看護師を特定行為研修に派遣する際に負担する経費（入学料、受講料）

（２）特定行為研修派遣に係る代替看護師雇用事業

（施設に所属する看護師を特定行為研修に派遣している間に代替職員を雇用する事業）

・代替職員給与費、委託料（代替職員給与費分）

〔補 助 率〕

交付算定基礎額の２分の１以内

〔補助金の基準額〕

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較し、いずれか少ない額を交付算定基礎額とする。

※基準額　施設に所属する看護師を特定行為研修に派遣する１施設につき 2,000 千円